

中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事  
における環境保全について  
（発生土積出ヤード整備ほか）

令和3年4月

東海旅客鉄道株式会社

# 目 次

	頁
第1章 本書の概要 .....	2
第2章 工事の概要 .....	2
2-1 工事の概要 .....	2
2-2 工事位置 .....	3
2-3 施工手順 .....	4
2-3-1 発生土積出ヤードの整備 .....	5
2-3-2 ベルトコンベアの設置 .....	6
2-4 工事工程 .....	9
2-5 工事用車両の運行 .....	10
第3章 環境保全措置の計画 .....	13
3-1 環境保全措置の検討方法 .....	13
3-2 環境保全措置を検討した事業計画地 .....	13
3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置 .....	13
3-3-1 大気環境（大気質、騒音、振動） .....	14
3-3-2 土壌環境（土壌汚染） .....	17
3-3-3 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス） .....	18
3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための 環境保全措置 .....	20
3-5 環境保全措置の実施にあたっての対応方針 .....	22
第4章 条例に基づく事後調査、及びモニタリング .....	23
4-1 条例に基づく事後調査、及びモニタリングの実施計画 .....	23
4-2 条例に基づく事後調査の結果の取扱い .....	24

## 第1章 本書の概要

本書は、中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事を実施するにあたり、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【東京都】平成26年8月」及び東京都環境影響評価条例に基づく「中央新幹線 品川・名古屋間 事後調査計画（東京都）（平成26年11月）」により実施する環境保全措置及び事後調査に加えて、モニタリングの具体的な計画について取りまとめたものである。

本書は、発生土積出ヤード整備ほかの作業を対象としており、トンネル掘削等の内容については、計画の詳細を定めた後に、別途、環境保全の計画を取りまとめる。

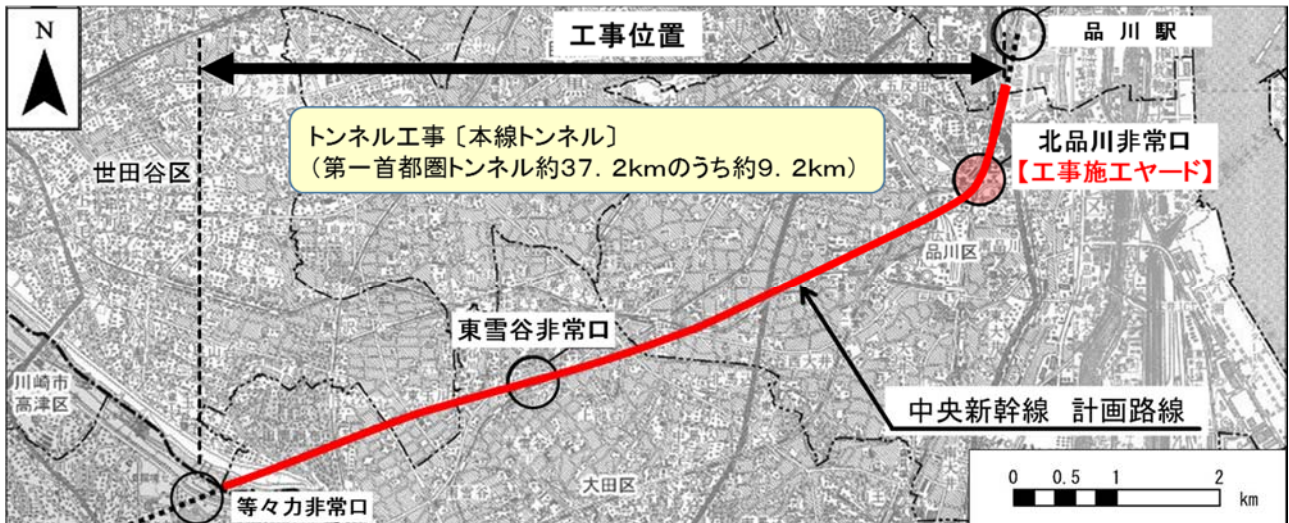
## 第2章 工事の概要

### 2-1 工事の概要

- ・ 工事名称 : 中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）
- ・ 工事場所 : 東京都港区港南から神奈川県川崎市中原区等々力の間  
※発生土積出ヤード整備ほかの作業は、東京都品川区北品川四丁目及び大崎一丁目で実施。
- ・ 工事契約期間 : 平成30年4月16日～令和8年3月15日  
※発生土積出ヤード整備ほかの作業は、令和3年4月～10月を予定。  
※令和3年3月までは、シールド機製作、組立等を実施。
- ・ 工事概要 : シールド工法によるトンネル掘削（約9.2km）  
※発生土積出ヤード整備ほかの作業は、トンネル掘削により発生した土を搬出する発生土積出ヤードの整備及びその発生土を北品川ヤードから発生土積出ヤードまで搬送する設備（以下、「ベルトコンベア」とする。）の設置作業を実施。
- ・ 工事時間 : 昼夜施工
- ・ 休工日 : 日曜日  
※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず、休工日に作業や運搬を行うことがある。

## 2-2 工事位置

中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事の工事位置を、図 2-1 に示す。このうち、本書の対象である発生土積出ヤード整備ほかの作業は、北品川非常口の工事施工ヤードで行う。この工事施工ヤードを、図 2-2 に示す。また、同一の工事施工ヤードで別工事の北品川変電施設（地下部）新設工事を同時期に実施するため、相互に連携し、工事を行う。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 令和元年情複 第135号)」

図 2-1 工事位置

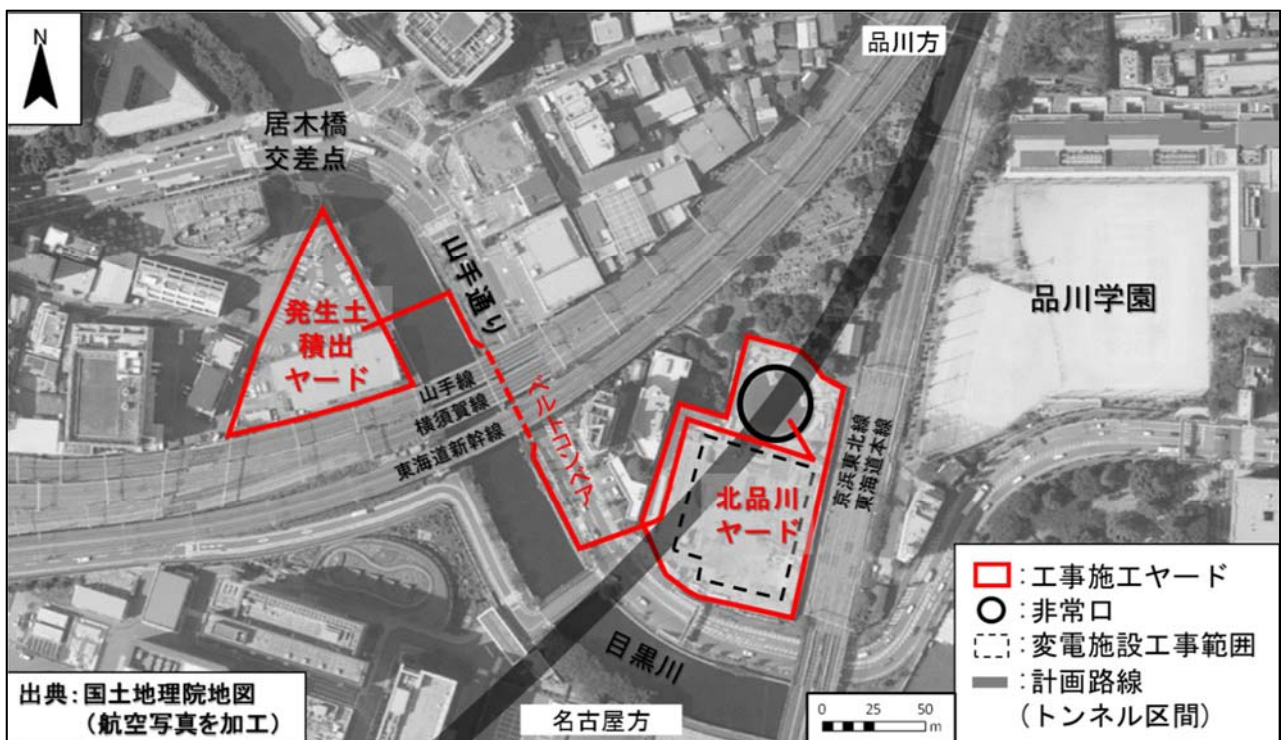


図 2-2 北品川非常口の工事施工ヤード

## 2-3 施工手順

中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事の施工手順を図 2-3 に示す。このうち、本書の範囲である発生土積出ヤード整備ほかでは、トンネル掘削により発生した土を搬出する発生土積出ヤードの整備及びその発生土を北品川ヤードから発生土積出ヤードまで搬送するベルトコンベアの設置を行う。なお、協議結果や現地の状況、工事の進捗等により、施工手順等が変更となる場合がある。

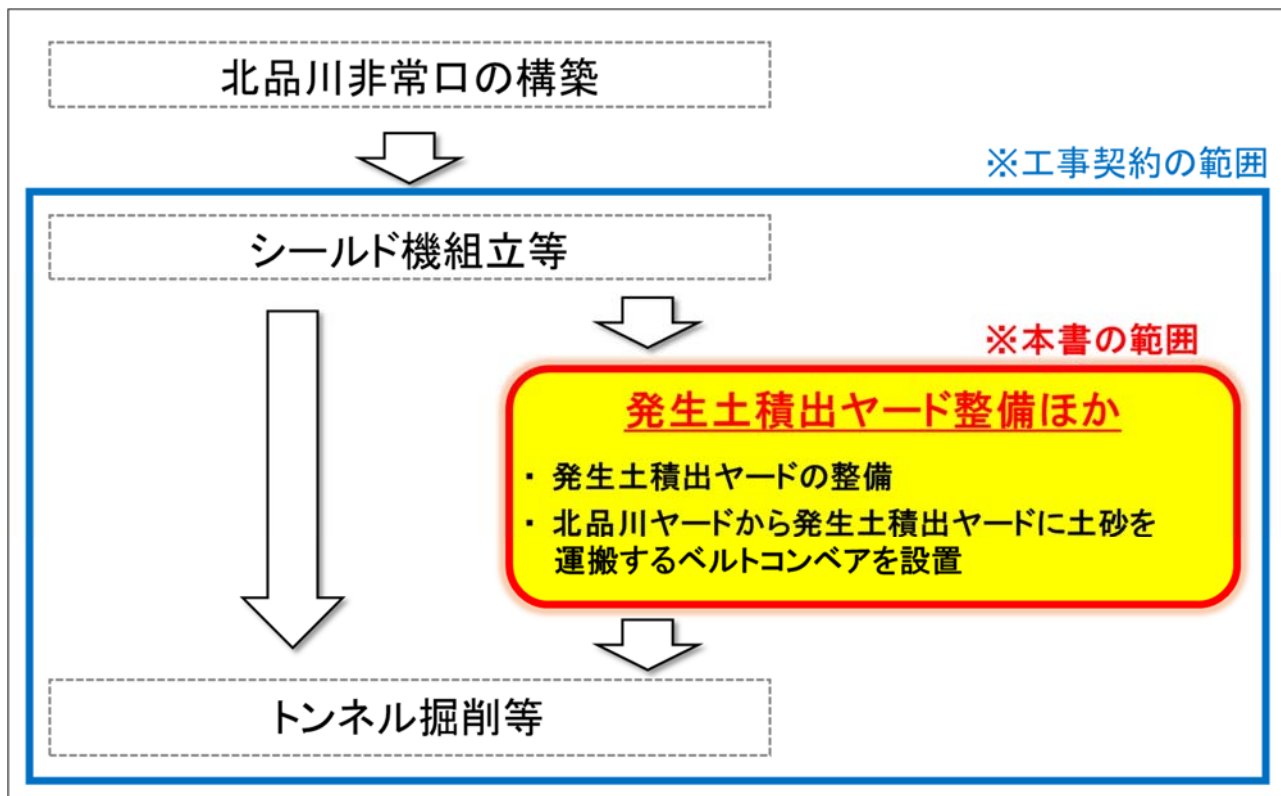


図 2-3 中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事の施工手順

### 2-3-1 発生土積出ヤードの整備

トンネル掘削により発生した土は、発生土積出ヤードより搬出を行う。あらかじめ仮囲いを設置した発生土積出ヤードには、トンネル掘削により発生した土を一時的に貯めておく「土砂ピット」と、周辺住民の生活環境への影響を軽減するための防音効果の高い「防音ハウス」を設置する。施工は「土砂ピット」の設置を行った後、「防音ハウス」の設置を行う。発生土積出ヤード内の各設備の位置は図 2-4 に示す。

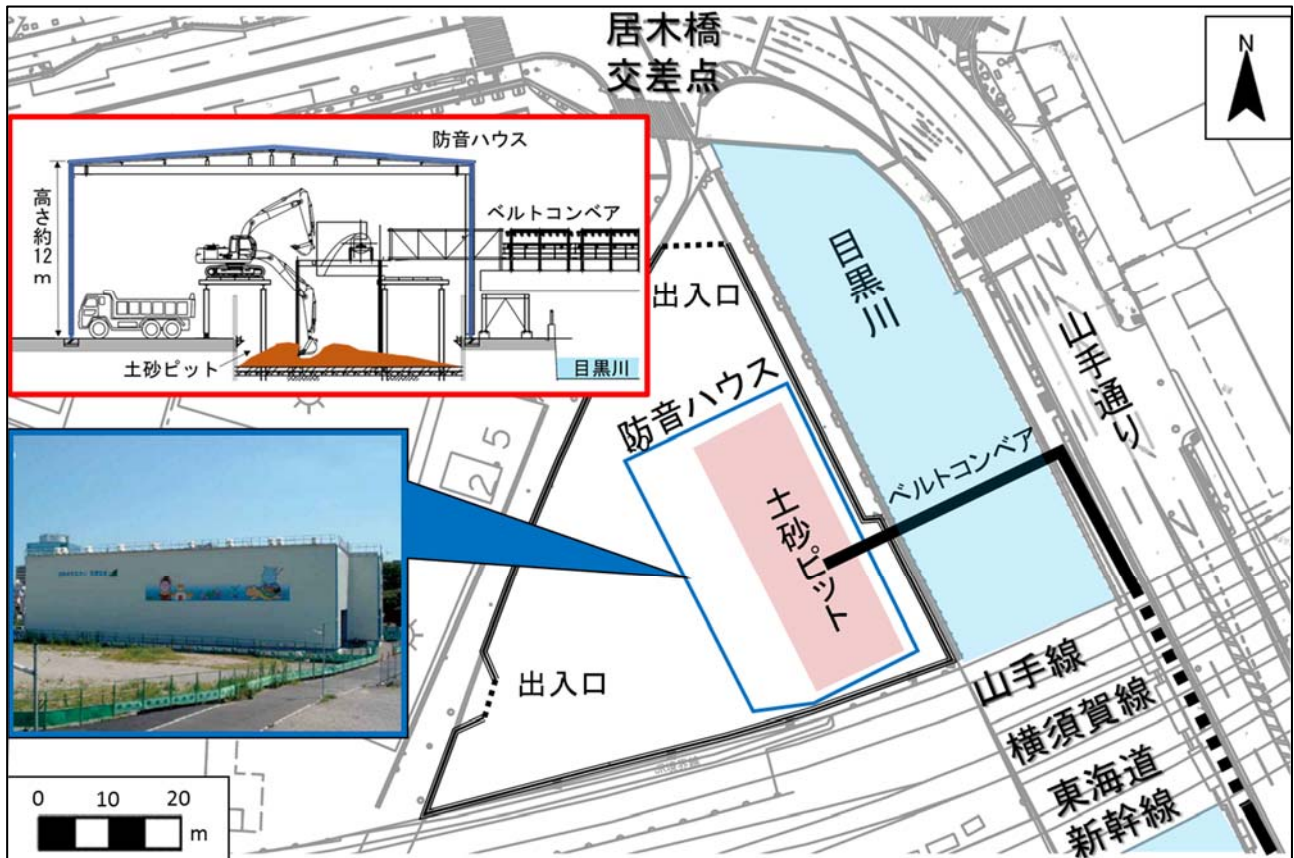


図 2-4 発生土積出ヤード内の設備位置

※類似工事の写真を掲載している。



### 2-3-2 ベルトコンベアの設置

ベルトコンベアの設置位置を図 2-5 に示す。このベルトコンベアは、北品川ヤードから山手通りの車道の上を跨いで渡り、目黒川側の歩道を伝った後、目黒川の上を横断し、発生土積出ヤードへ至る経路となる。ベルトコンベアの設置イメージを図 2-6 に示す。

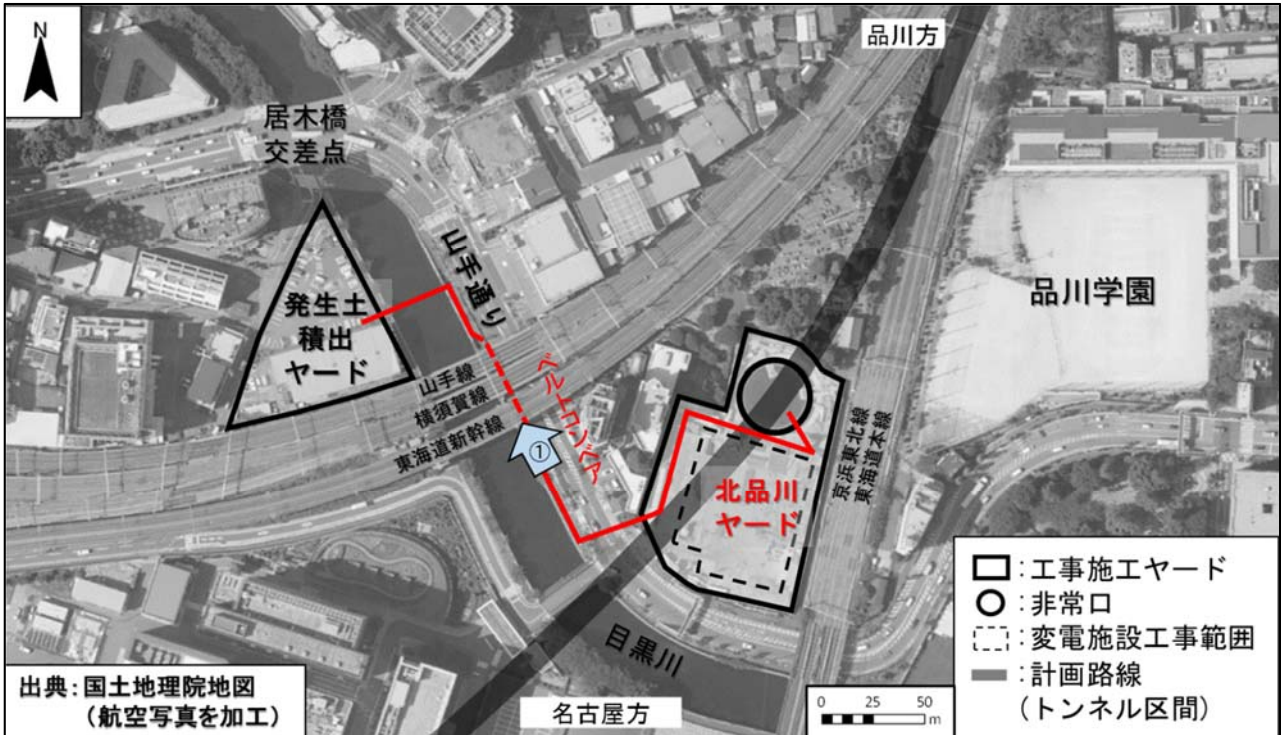


図 2-5 ベルトコンベアの設置位置

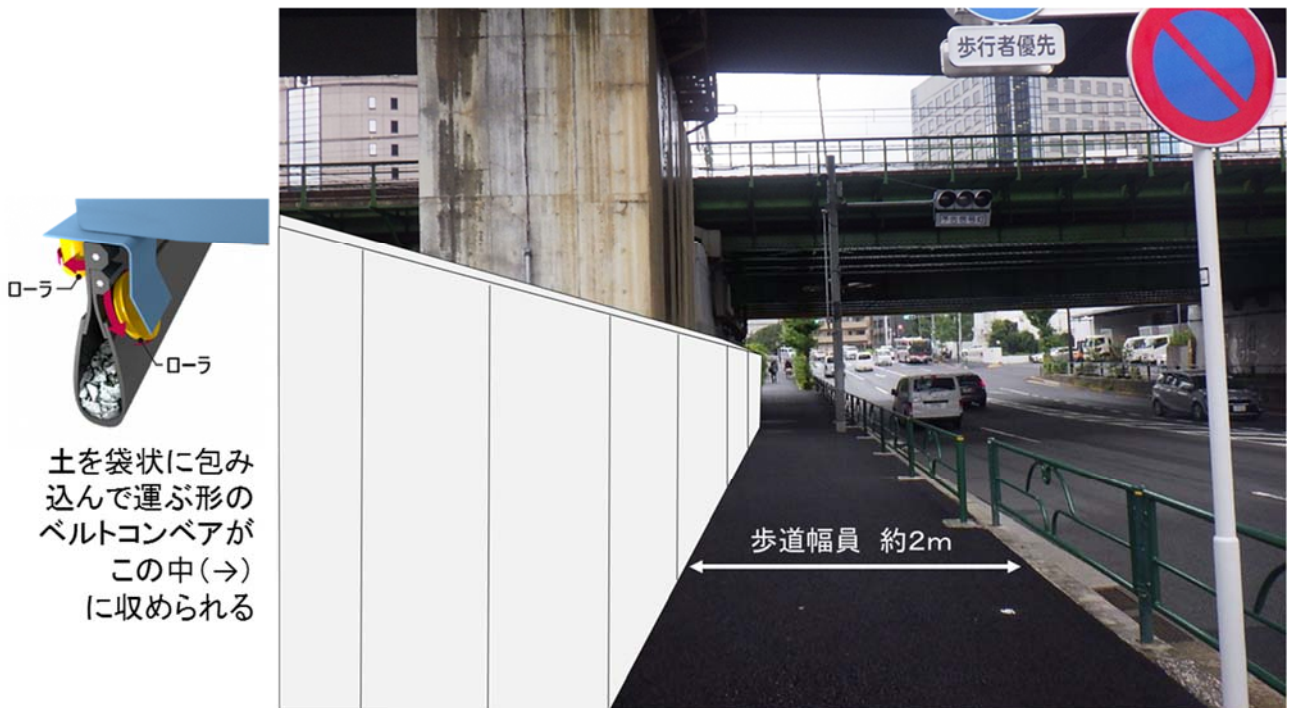


図 2-6 ベルトコンベアの設置イメージ (図 2-5 の①から見たイメージ)

ベルトコンベアの設置は、以下の手順で行う。各施工内容を図 2-7 から図 2-9 に示す。

- ① 橋梁部基礎・架台設置  
山手通り横断部及び目黒川横断部の橋梁部基礎、架台の設置を行う。
- ② 橋梁架設  
山手通り横断部、目黒川横断部に橋梁を架設する。
- ③ 歩道部ベルトコンベア設置  
山手通り沿いの歩道部にフレームを設置する。その後、橋梁部を含めてベルトコンベアを設置する。

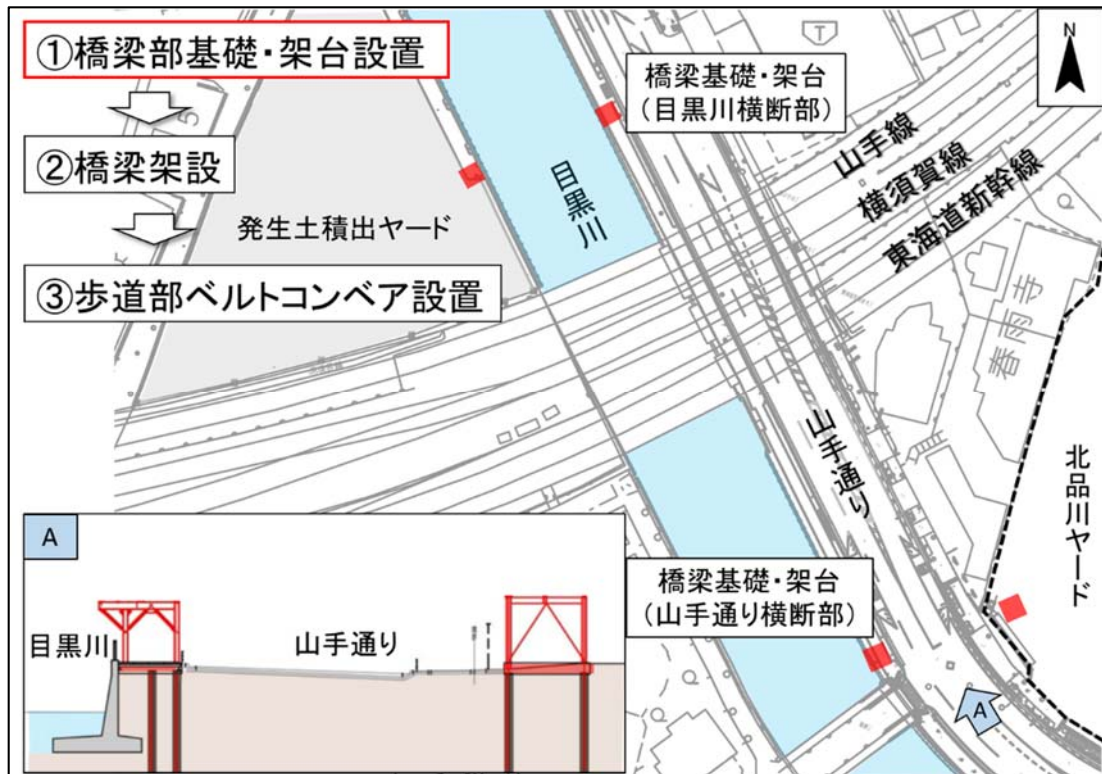


図 2-7 ベルトコンベア設置の施工手順 (①橋梁部基礎・架台設置)



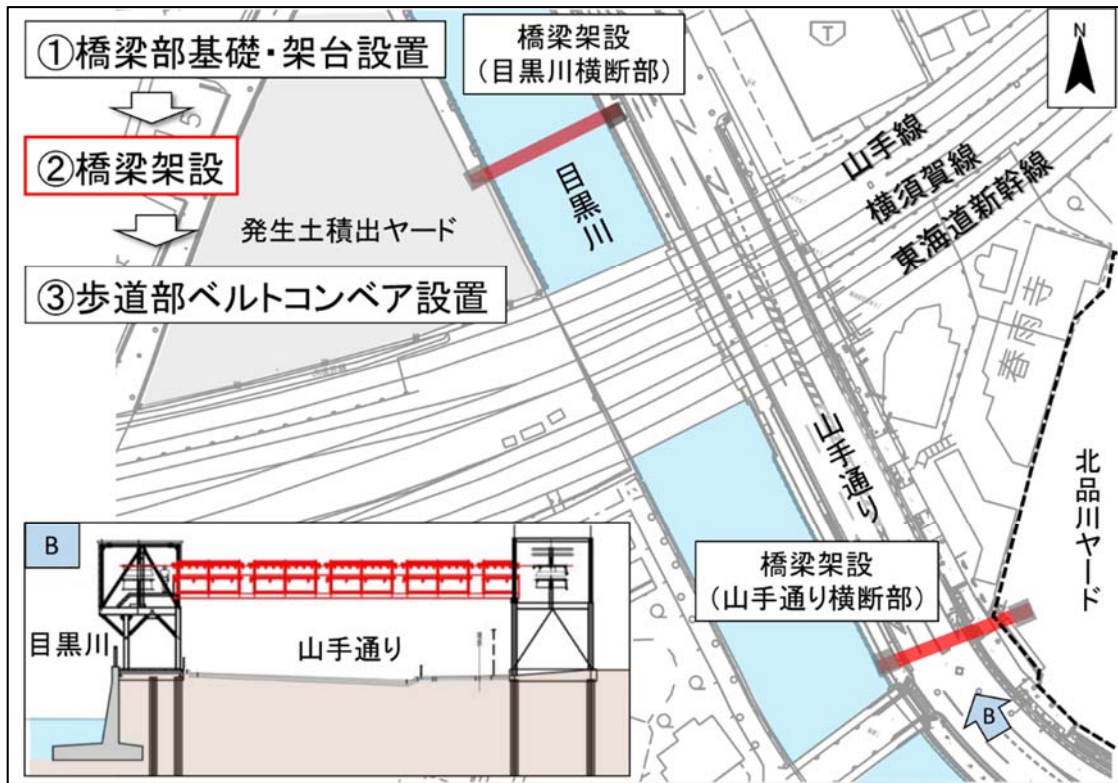


図 2-8 ベルトコンベア設置の施工手順 (②橋梁架設)

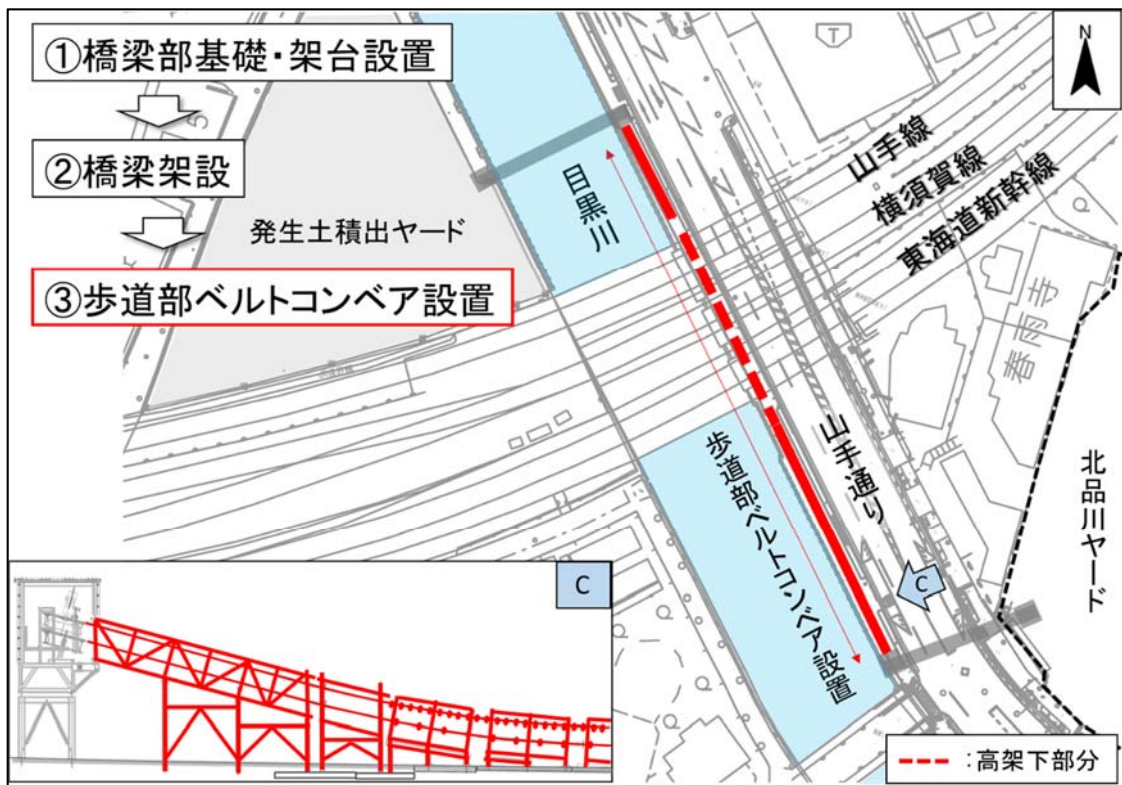


図 2-9 ベルトコンベア設置の施工手順 (③歩道部ベルトコンベア設置)

## 2-4 工事工程

本書の対象とする発生土積出ヤード整備ほかの工程を表 2-1 に示す。なお、本工程は令和 3 年 4 月時点での予定である。

表 2-1 本書の対象とする発生土積出ヤード整備ほかの工程

工事 種類	年度	令和3(2021)						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
発生土積出ヤードの整備								
整備工								
ベルトコンベアの設置								
橋梁部基礎・ 架台設置								
橋梁架設								
歩道部ベルト コンベア設置								

※工程については、現時点での計画であり、工事の状況等により変更する場合がある。

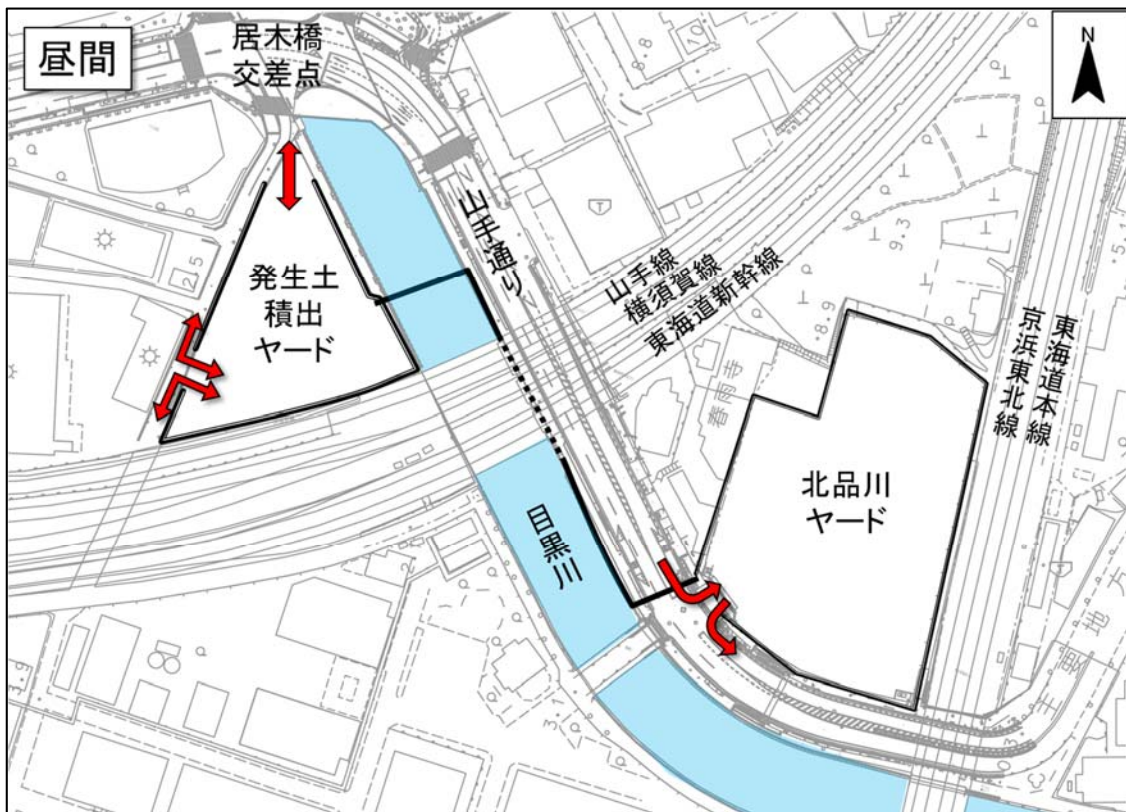
※北品川ヤードでは、上記工事のほか、北品川変電施設（地下部）新設工事等を行っている。

## 2-5 工事用車両の運行

使用する主な工事用車両は、トレーラー車及びトラック等である。工事施工ヤードへの入出場について、昼間は図 2-10、夜間は図 2-11 に示す。北品川ヤードについて、昼間は、山手通りを左折して北品川ヤードに入場し、出場時も北品川ヤードを左折して山手通りに出場する。なお、夜間の交通量の少ない時間帯は、右折やバックで北品川ヤードへ入場する車両もある。発生土積出ヤードについては、昼間・夜間ともに、2 箇所出入口より入出場する。夜間のベルトコンベア設置作業時については、交通規制している目黒川沿いの車道に新馬場駅方面から入場し、大崎駅方面に出場する。

発生土積出ヤード整備ほかの作業において、1 日あたりの最大運搬台数は片道約 40 台となる。なお、工事施工ヤードのうち、北品川ヤードには、北品川変電施設（地下部）新設工事の工事用車両も出入りし、ピーク月の日平均計画台数は約 100 台となる。

北品川ヤードへの搬入は、朝の通学時間帯（7:30～8:30）を避けた時間で行う。

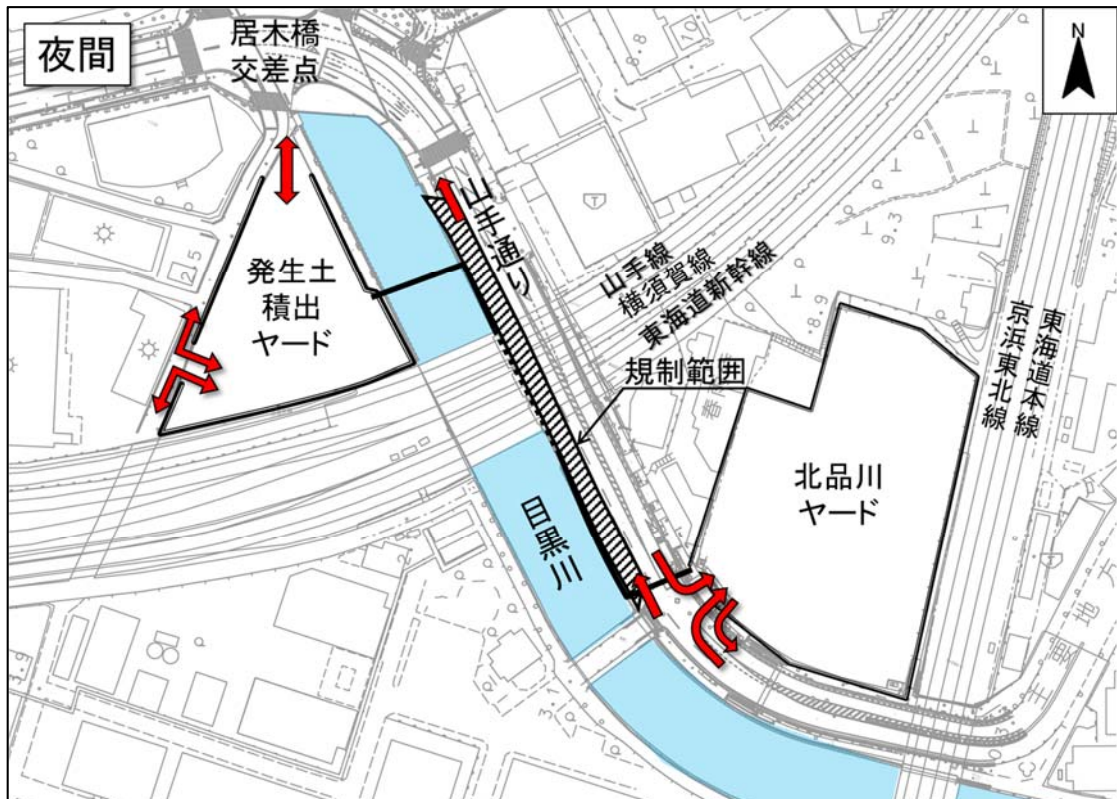


※入出場については、現地の状況等により変更する場合があります。

※北品川変電施設（地下部）新設工事の工事用車両も同様の入出場で計画する。

図 2-10 工事施工ヤードへの入出場（昼間）



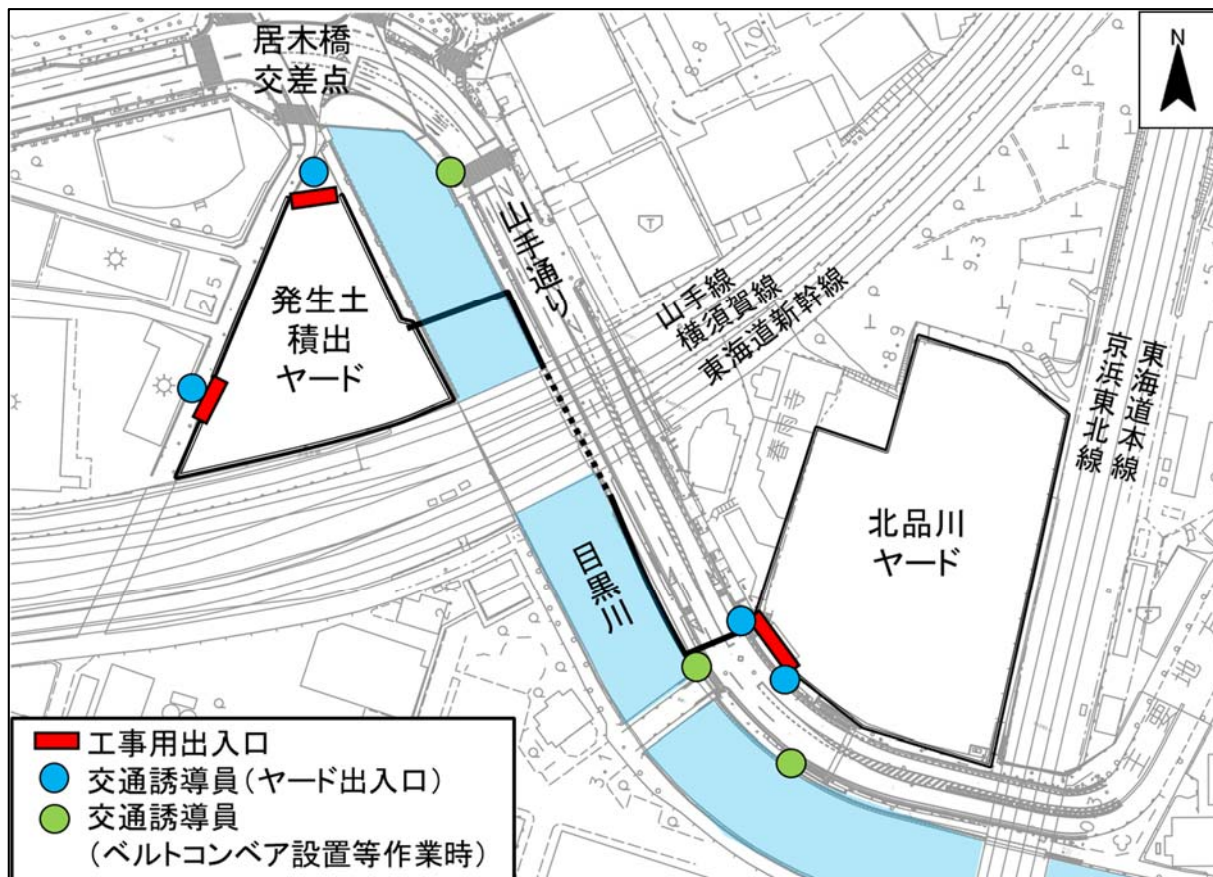


※入出場については、現地の状況等により変更する場合があります。  
 ※北品川変電施設（地下部）新設工事の工事用車両も同様の入出場で計画する。  
**図 2-11 工事施工ヤード及びベルトコンベア設置作業箇所への入出場（夜間）**

工事用車両の工事施工ヤードの入出場に際しては、図 2-12 のように工事用出入口に交通誘導員を配置し、歩行者及び自転車優先のうえで工事用車両の誘導を行い、歩行者等への安全対策を施す。北品川ヤードの工事用車両の入出場時は、山手通りに渋滞を発生させないよう後続車両の誘導も行う。なお、北品川ヤードの交通誘導員は、同一工事施工ヤードで工事を行う北品川変電施設（地下部）新設工事の工事用車両の誘導も兼ねる。

また、ベルトコンベア設置等作業時は、山手通りの目黒川沿いの歩道部に交通誘導員を配置し、工事用車両、歩行者及び自転車の誘導を行う。





※現地の状況等により、配置は変更となる場合がある。

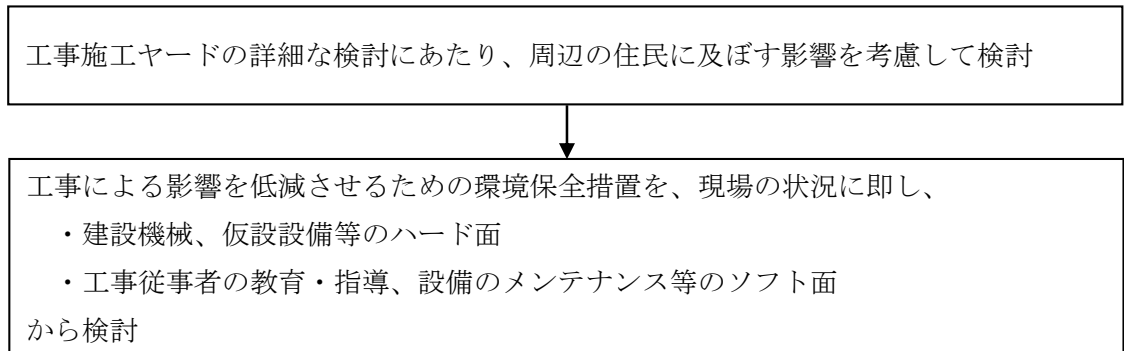
図 2-12 工事施工ヤード出入口及びベルトコンベア設置作業時における交通誘導員の配置

### 第3章 環境保全措置の計画

#### 3-1 環境保全措置の検討方法

評価書で予測した結果をもとに、評価書に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて下記に示す具体的検討手順により採否を検討した。なお、本書の対象とする発生土積出ヤード整備ほかの工事施工ヤード付近において、重要な種又は注目種等が確認されなかったため、重要な種又は注目種等の生息・生育地の回避検討は実施しない。

(具体的検討手順)



#### 3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

今回、環境保全措置を検討した事業計画地は、品川区北品川及び大崎である。

#### 3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、発生土積出ヤード整備ほかの工事において実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し、以下の通り計画する。

### 3-3-1 大気環境（大気質、騒音、振動）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-1 及び図 3-1 に示す。

表 3-1(1) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (粉じん等) 騒音	仮囲い・防音シート等の設置	仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することで、粉じん等の拡散や騒音を低減でき、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる（防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている（ASJ CN-Model 2007））。	工事施工ヤードの一部の周囲に高さ 3m の仮囲いを設置する計画（写真①）とした。なお、協議等により仮囲いの高さが 3m を確保できない場合は、防音シート等を設置し、遮音対策を行う計画とした。一部住居が近い場所においては、引き続き防音効果の高いパネル（写真②）を設置する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質)	排出ガス対策型建設機械の採用	最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、極力最新の排出ガス対策型を使用する計画（写真③）とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置及び稼働とならない計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の局地的な発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械が、片寄った施工とならないように配置・稼働させる計画とした。

表 3-1(2) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
騒音	低騒音型建設機械の採用	低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、原則として、低騒音型建設機械を使用する計画（写真③）とした。



※工事の進捗に伴い、配置は変更となる場合がある。

※類似工事の写真を掲載している。

図 3-1 工事施工ヤードにおける大気環境に関する計画面の環境保全措置



工事中は、表 3-2 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-2 大気環境に関する工事の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	建設機械の使用 時における 配慮	工事の実施にあたって、高負 荷運転の防止、アイドリング ストップの推進等により、二 酸化窒素及び浮遊粒子状物 質、騒音、振動の発生を低減で きる。	工事施工ヤードで建設機械 の稼働に従事する者に対し て高負荷運転の防止及びア イドリングストップを講習・ 指導する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	建設機械の点 検及び整備に よる性能維持	法令上の定めによる定期的な 点検や日々の点検及び整備に よる、建設機械の性能を維持 することで、二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質、騒音、振動の 発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建 設機械は、法令上の定めによ る定期的な点検や日々の点検 及び整備を行い、建設機械の 性能を維持する計画とした。
大気質 (粉じん等)	工事現場の清 掃、散水	工事現場の清掃、散水を行う ことで、粉じん等の発生を低 減できる。	工事施工ヤードでは、工事現 場の清掃及び散水を行う計画 とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	工事従事者へ の講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑 制、建設機械の点検及び整備 による性能維持について、工 事従事者への講習・指導を実 施することにより、二酸化窒 素及び浮遊粒子状物質、騒音、 振動の発生を低減が見込まれ る。	工事施工ヤードで建設機械の 稼働に従事する者に対して、 高負荷運転の抑制、建設機械 の点検及び整備による性能維 持について、講習・指導を実 施する計画とした。

上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について、日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。

### 3-3-2 土壌環境（土壌汚染）

工事中は、表 3-3 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-3 土壌環境に関する工事の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壌汚染	有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合には、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壌汚染が明らかとなった際には、関係法令等に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壌汚染を回避できる。	関係法令に基づく調査を事前に実施し、土壌汚染が明らかとなった際には、関係法令に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行う計画とした。

### 3-3-3 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-4 に示す。

表 3-4 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
温室効果ガス	低炭素型建設機械の採用	低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルでは CO <sub>2</sub> 排出量が従来型に比べ 10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	現場状況に鑑み、低炭素型建設機械を使用するよう努めるとともに、低炭素型建設機械が無い等採用できない場合はできる限り燃費性能の良い建設機械を使用する計画とした。
温室効果ガス	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないような計画とした。

工事中は、表 3-5 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図ると共に適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-5 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）に関する工事の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等 温室効果ガス	副産物の分別、再資源化	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事に発生する副産物は、工事施工ヤードで細かく分別する計画とした。
温室効果ガス	高負荷運転の抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止について、講習・指導を実施する計画とした。
温室効果ガス	建設機械の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する計画とした。
温室効果ガス	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで使用する資材及び機械の運搬に用いる車両は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する計画とした。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれる。	工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、講習・指導を実施する計画とした。



### 3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-6 及び図 3-2 の通り計画する。

表 3-6(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行 計画の配慮	資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行ルート分散化等 を行うことにより、二酸化窒 素及び浮遊粒子状物質、粉じ ん等、騒音、振動の発生を低減 できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両の運行は、 できる限り定速走行が可能な 道路を運行する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資材及び 機械の運搬に用いる車両が集 中しないことで、二酸化窒素 及び浮遊粒子状物質、粉じん 等、騒音、振動の局地的な発生 を低減できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両の運行に ついて、車両を短時間に集中さ せない計画とした。
大気質 (粉じん等)	荷台への防じん シート敷設 及び散水	荷台に防じんシートを敷設す るとともに散水することで、 粉じん等の発生を低減でき る。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両の運行に ついて、積込時の発生土の状況 を踏まえ、必要に応じて防じん シートの敷設及び散水を実施 する計画とした(写真①)。
大気質 (粉じん等)	資材及び機械 の運搬に用い る車両の出入 口、周辺道路の 清掃及び散水、 タイヤの洗浄	資材及び機械の運搬に用いる 車両の出入口、周辺道路の清 掃及び散水、タイヤの洗浄を 行うことで、粉じん等の発生 を低減できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両の運行に ついて、必要に応じて車両の出 入口、周辺道路の清掃及び散 水、タイヤの洗浄を実施する計 画とした(写真②、写真③)。

表 3-6(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	資材及び機械 の運搬に用い る車両の点検 及び整備によ る性能維持	法令上の定めによる定期的な 点検や日々の点検及び整備に より、資材及び機械の運搬に 用いる車両の性能を維持する ことで、二酸化窒素及び浮遊 粒子状物質、騒音、振動の発生 を低減できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両において、 定期的な点検や日々の点検及 び整備を実施する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	環境負荷低減 を意識した運 転の徹底	資材及び機械の運搬に用いる 車両の法定速度の厳守、急発 進や急加速の回避を始めとし たエコドライブの徹底によ り、発生する二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質の発生を低減 できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両において、 法定速度の厳守、急発進や急加 速をはじめとしたエコライ ブを徹底する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質)	低公害型の工 事用車両の選 定	低公害型の工事用車両の使用 に努めることにより、二酸化 窒素及び浮遊粒子状物質の発 生を低減できる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両において、 低公害型の車両の使用に努め る計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動 温室効果ガス	工事従事者へ の講習・指導	資材及び機械の運搬に用いる 車両の点検及び整備、環境負 荷低減を意識した運転につい て、工事従事者への講習・指 導を実施することにより、二酸 化窒素及び浮遊粒子状物質、 粉じん等、騒音、振動、温室効 果ガスの発生の低減が見込ま れる。	工事施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両において、 車両の点検整備等に関して工 事従事者への講習・指導を実 施する計画とした。

写真①



荷台への防じんシートの設置

写真②



車両の出入口の清掃、散水

写真③



タイヤの洗浄

※類似工事の写真に掲載している。

図 3-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

### 3-5 環境保全措置の実施にあたっての対応方針

環境保全措置の実施にあたっての対応方針は、以下の通りとする。

- 環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- 環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- 環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合のある場合には速やかに対応する。
- 共同企業体職員に対し環境影響評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- 実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。
- 同一工事施工ヤード内で工事を行う北品川変電施設（地下部）新設工事と相互に連携し、環境保全措置を実施する。

## 第4章 条例に基づく事後調査、及びモニタリング

### 4-1 条例に基づく事後調査、及びモニタリングの実施計画

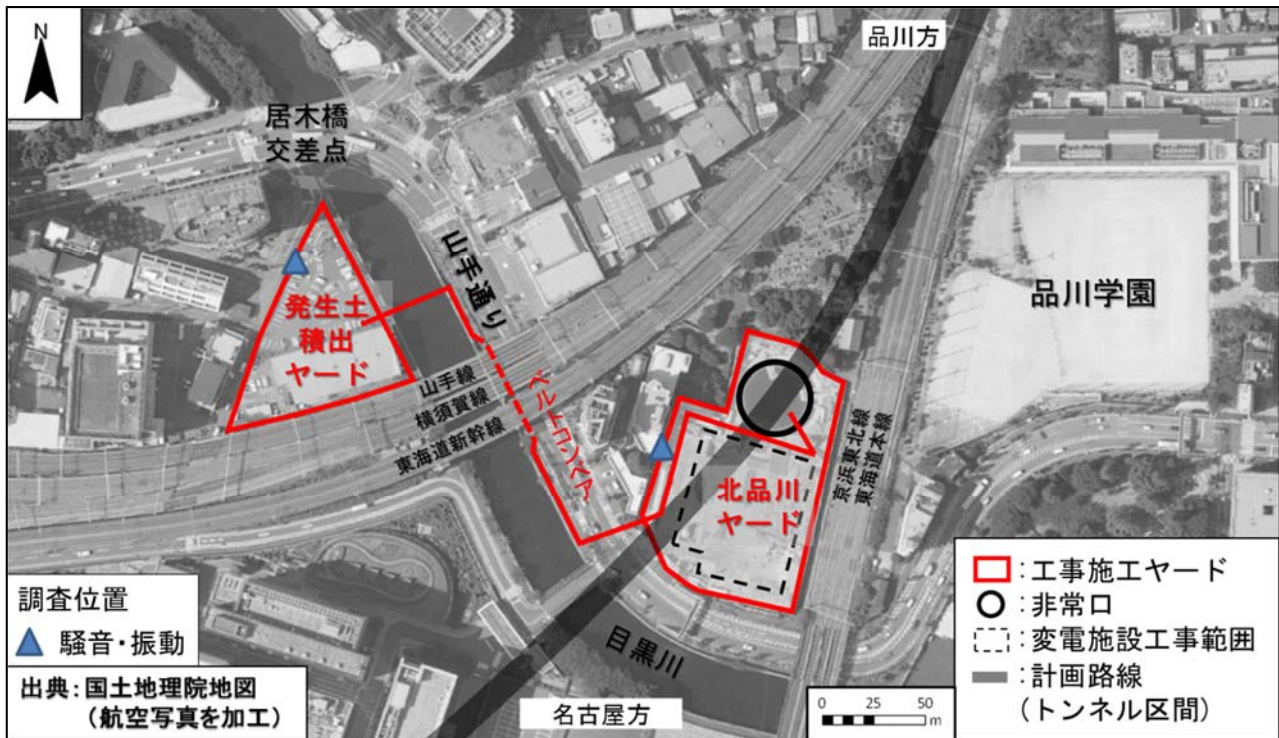
工事の施行中における東京都環境影響評価条例に基づく事後調査、及びモニタリングについては、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【東京都】（平成26年8月）」及び東京都環境影響評価条例に基づく「中央新幹線 品川・名古屋間 事後調査計画（東京都）（平成26年11月）」により実施する。

中央新幹線第一首都圏トンネル新設（北品川工区）工事のうち、北品川非常口の工事施工ヤードで行う発生土積出ヤード整備ほかにおいて、条例に基づく事後調査の実施内容は環境保全措置の内容や現地の状況、工事計画を考慮して以下の通りとする。以下の項目は、工事中、継続的に調査を実施する。

- －廃棄物等
- －温室効果ガス

また、条例に基づく事後調査とは別に、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の取り組みとしてモニタリングを実施するが、北品川非常口の工事施工ヤードで行う発生土積出ヤード整備ほかにおいては、該当する項目がないため、モニタリングは実施しない。騒音・振動については、モニタリングとは別に、図4-1に示す地点で簡易計測を実施し、その結果も踏まえて影響の低減を図る。なお、簡易計測の実施地点は、協議等により変更となる場合がある。

工事開始後に、北品川非常口の工事施工ヤードで行う発生土積出ヤード整備ほかに係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、モニタリングについても、必要に応じて項目や地点数を設定するなどの検討を行っていく。



※協議等の結果により、調査位置は変更となる場合がある。

図 4-1 簡易計測の実施地点（騒音・振動）

#### 4-2 条例に基づく事後調査の結果の取扱い

- ・ 条例に基づく事後調査結果については、2年に1度東京都へ提出を行う他、当社のホームページに掲載する。
- ・ 環境保全措置の実施状況については、年度毎に取りまとめ、東京都及び品川区へ送付を行う他、毎年当社のホームページに掲載する。
- ・ 必要により、環境保全措置の追加や変更を行う。